



# りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 2 月 2 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所／華南】

## 「中国・広東省最低賃金の基準引上げ」について

広東省政府は2011年1月18日、「広東省企業従業員最低賃金基準の調整に関する通知」を公布しました。今回の通知により、広東省各地域（深センを除く）の最低賃金基準は、2011年3月1日より平均18.6%引上げられます。適用都市の最低賃金基準を新旧比較すると下記の通りとなります。

(単位:人民元)

適用都市	現在(旧)		2011年3月1日以降(新)	
	最低賃金基準 (月給)	非全日制労働者最低賃金基準(時給)	最低賃金基準 (月給)	非全日制労働者最低賃金基準(時給)
広州	1,030	9.9	1,300	12.5
深セン	1,100	9.8	未発表	未発表
珠海、佛山、東莞、中山	920	8.8	1,100	10.5
汕頭、惠州、江門	810	7.9	950	9.3
韶関・河源・梅州・汕尾・陽江・湛江・茂名・肇慶・清遠・潮州・揭陽・雲浮	710	6.9	850	8.3
上海市(参考)	1,120	9	未発表	未発表
北京市(参考)	960	5.5	1,160	6.7

【出所:広東省及び省内各都市の人力資源・社会保障庁HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室(東京)電話 03-6704-2723  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

\* 禁無断転載